



2024年
3.1
第5号

特別支援学校支部だより

笑顔の輪

発行所 富山県教職員組合
富山市千歳町1-2-7 教育会館内
TEL(076)441-4451 FAX441-3910
Eメール ttu@room.ocn.ne.jp

「特別支援学校支部県教委人事交渉」

2月13日(火) 県庁

支部書記次長、分会長等、本部から14人が参加し、組合員の希望を十分考慮した人事になることや人員増、支援スタッフの配置などについて申し入れを行いました。

<重点内容と県教委の回答、見解>

(重点1) 人事異動は、本人の希望を尊重し、年齢・健康・障害・家族構成・通勤等の条件を十分考慮すること。異動希望のない10年未満の者については勤務年数の長さを異動の理由としないこと。各校において人事異動希望調査やヒアリングが適切に行われるように管理職を指導すること。また、学校間で格差がないようにすること。

(回答) 人事異動は各校の運営方針、実情を考慮して適材適所の配置を心がける。定員減や県全体の状況により10年未満の人でも異動をお願いせざる得ないことがあることをご理解いただきたい。希望調査やヒアリングが適切に行われるよう管理職を指導する。

(見解) 一部希望調査が自由に書けない分会があることについて、管理職へ十分な指導を行うよう伝えました。希望調査は自由に書けるようにすること、その上で異動がある場合は、納得のいく説明をすることが必要です。**ヒアリングの時には、しっかりと自分の希望を管理職へ伝えてください。**



(重点2) 寄宿舎指導員の配置については、寄宿舎在籍児童生徒数だけを基礎とせず、舎生の障害の重度化・多様化の実態に合わせた支援ができるよう、指導員を増員すること。また、両性による充実した生活教育をすすめられるよう男女の偏りがないよう配慮すること。新規採用時に勤務条件等について十分な説明をすること。

(回答) 寄宿舎指導員の配置については、舎生の数のみならず、各校の実態をお聞きしながら適切な配置に努めている。来年度は2人程度の採用を考えている。今後も寄宿舎の運営に支障がでないよう必要な人員を配置していきたい。講師の配置は偏りのないよう努め、男女のバランスについても配慮する。採用時に質問等があれば丁寧に対応していく。

(見解) 2026年度までの県の定員管理計画が出されましたが、寄宿舎指導員の定員については毎年確認していくことが必要です。**申し入れをやめるとその要求はやらなくてよいと思われる。**引き続き現場の状況を訴え、**指導員数全体の増員と正規指導員の増員を求めていくことが必要です。**

(重点3) 各校の業務量や要請に応じて、スクール・サポート・スタッフ、給食配膳員、介助員の配置や増員、作業療法士や言語聴覚士の配置、常勤看護職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を行うこと。またその財源を県の独自予算等でも確保すること。

(回答) 来年度は、スクール・サポート・スタッフを小中学部のある特別支援学校に一人配置予定。介助が必要な児童生徒が多数在籍する学校に必要な介助員を配置する。採用試験の特別選考の特定資格に作業療法士や言語聴覚士を設定している。看護職員の定数措置の充実については全国都道府県教育委員会連合会からも国に要望している。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは学校からの要請に応じて派遣する制度としている。配置に関する財政措置も県の重要事項として国に要望している。スクールカウンセラーのスーパーバイザーも学校からの要請に応じて派遣しているので活用してほしい。

(見解) 来年度はスクール・サポート・スタッフの予算の一部が国から出る可能性が高いため、県の財政負担が減ることから高等支援学校にも配置するよう強く求めました。介助員、給食配膳員は教職員課と県立学校課の予算で任用しているため、さらなる県予算の拡充を求めていきます。スクールカウンセラー等には派遣制度がありますが、学校からの要望がないと派遣されないため、**県教委交渉だけでなく、必要性を管理職にも伝え、派遣要請してもらうことが大切です。**学校からの要請が多いと必要性が高いと認識され、県教委への申し入れでも実績として伝えることができます。



「こまどり支援学校市教委交渉」 12月14日(木) 高岡市役所

こまどり支援学校から分会長をはじめ2人の組合員、特別支援学校支部から副支部長、本部から2人の5人が参加しました。

交渉では、重点として「5教科の免許を所持する教員を配置すること」「組合員の希望を尊重し納得のできる人事異動になるよう、校長とのヒアリングを十分行うこと」を申し入れました。また、通学バスの老朽化について新規購入も視野に入れた点検整備を十分行うことなどを申し入れました。高岡市教委からは「5教科の免許を所持する教員を配置できるように努める」「本人の希望に配慮した人事を行う」「バスについては安全運行できるように十分な点検整備を引き続き行う」との回答を得ました。また通常2、3年の期間としていた「こまどり交流」では、本人の希望により「通常の人事異動と同様に扱う」との回答を得たことで、希望する組合員については4年以上の留任も可能であることが確認されました。



特別支援学校での「働き方改革」～分会アンケートから～

今年度県教組が行ったアンケートで、特別支援学校各分会から「学校で今年度すすんだ働き方改革」と「働き方改革や賃金に対する要望」についてお聞きしました。

学校で今年度すすんだとりくみ

- ・家庭訪問縮小、廃止
- ・書類のハンコレス化
- ・留守電時間の徹底
- ・鍵当番の担当箇所の縮小
- ・研究紀要の簡略化
- ・会議資料のペーパーレス化（PCで見る）
- ・一日1コマ以上の空き時間を設定
- ・校務支援システムの活用（バスに関する連絡、行事の反省入力、指導案の回覧等）
- ・校長交渉で業務の平準化を申し入れたところ、分掌や学部の業務を分単位で調査して各業務の負担感を見える化した（来年度に平準化を図る予定）



校長交渉の結果、すすんだとりくみも多いです。県教委ではなく、学校で変えることができるものも多いです。組合は校長とも対等の立場で改善の申し入れができます。
※これまでの好事例はHPでもご覧になれます。

働き方改革や賃金の要望

- ・代員をすぐに配置してほしい
- ・給料アップ
- ・講師の給与見直し（上限をなくすなど）
- ・再任用教員も昇給
- ・年齢層のバランス
- ・アクションプランを2つに
- ・地域手当を全県一律支給または廃止
- ・学部主任や全分掌主任に手当を
- ・持ち授業時数を減らす
- ・保護者との連絡をICTで
- ・学部だより等の発行頻度を減らす
- ・研修の精選
- ・泊を伴う行事の振替時間の改善
- ・欠員がないように（正規職員で配置）
- ・総授業時数の見直し
- ・人を増やす
- ・月の時間外在校等時間が大幅に多い教員に対して、翌月も続かないように管理職が配慮をする

内示について

内示日には、分会長が異動や留任について確認を行います。内示で伝えられた異動や留任が明らかにおかしいものであったり納得がいかないものだったりした場合は、すぐに了承せず「考えさせてほしい」と校長へ伝えてください。

組合として取り上げ、校長交渉を経ても納得がいかない場合は、本部執行委員等と一緒に県教委や市教委へ申し入れを行います。

(お知らせ)

- ・臨時総会（文書審議）で行った特別支援学校支部2023年度予算（案）は、賛成多数で承認されました。